

(請求人)

(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	しきだ 博 昭
同	松 本 清

### 神奈川県職員措置請求について (通知)

令和5年7月11日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求(以下「本件措置請求」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

#### 1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

## 2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、請求の対象とする県の財務会計上の行為を「神奈川県馬主協会に対する令和4年度分補助金を拠出したこと及び令和5年度分補助金の拠出を予定していること」とし、当該補助金の不正受給や流用により県に損害が発生するおそれがあると主張して、補助金の拠出停止等の措置を求めている。

しかしながら、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為については、最高裁判例（平成2年6月5日）において、地方自治法第242条第1項の規定について、「一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である」とされ、「対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示すること」を要すると判示されているところ、請求人が事実を証する書面として提出した、一般社団法人神奈川県馬主協会（以下「馬主協会」という。）作成の「令和4年度事業計画及び収支予算」及び「令和5年度事業計画及び収支予算」において補助金として予算計上されている「組合補助金」、「日馬振補助金」、「奨励馬補助金」及び「共済補助金」の交付者は、馬主協会が作成した「令和5年度定時総会参考書類（議案等）」中の「第1号議案 令和4年度計算書類承認の件」の12ページに記載の「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」によれば、「神奈川県川崎競馬組合」又は「日本地方競馬馬主振興協会」とされており、どちらの書面にも神奈川県が交付者となる補助金は記載されておらず、請求人が主張する「令和4年度分補助金を拠出したこと及び令和5年度分補助金の拠出を予定している」との事実を証する書面が提出されていないことから、請求人が、請求の対象となる県の財務会計上の行為を、個別的、具体的に摘示しているとは認められない。

## 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。